

# 令和6年度沼津市子ども計画策定業務委託 公募仕様書

## 1. 業務名

令和6年度沼津市子ども計画策定業務

## 2. 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 3. 目的

令和5年4月に子ども基本法が施行され、同法第10条第2項において「市町村子ども計画」の策定が努力義務化された。また、同法第11条において、子ども施策を策定・実施・評価するにあたっては子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。

これを受け、本業務では国の子ども大綱及び県の子ども計画を勘案した「沼津市子ども計画」を策定することを目的とする。

## 4. 包含する計画（事項）

- ・少子化社会対策基本計画（少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策）
- ・子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する計画）
- ・子どもの貧困対策推進計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する計画）
- ・子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条に規定する計画）
- ・次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条に規定する計画）

## 5. 業務内容

### （1）子どもの意見聴取のためのアンケート調査

子ども施策の検討及び子ども計画策定のための基礎資料とするため、子どもの意見聴取の手法として受託者が調達するWebアンケートシステムによる調査を実施し、結果を報告書及び庁内会議の資料として使用できるようとりまとめる。

#### 【アンケート調査の実施概要】

調査対象・配布数	市内に居住する13歳～29歳の市民 1,500票 (無作為抽出 回収率50%見込み)
調査手法	郵送配布・Web回収で実施
設問数・設問設計	設問数の目安は30問、8ページ程度とする。 受託者は、国の基本指針や子ども大綱を基に、現在の委託者の課題や社会的動向などを踏まえて、調査票案設計に係る助言・アドバイス・情報提供・設問案の提案を行う。
調査期間等	調査期間：令和6年5月～6月（約1か月間程度） 報告のとりまとめ：令和6年9月

【業務分担】

委託者	受託者
①実施方針の確定	①調査票原案の設計及び作成と補修正
②調査票の検討、修正指示	②Webシステムの構築
③調査票の確定	③発送用封筒、Webアンケート調査依頼書の印刷
④Web アンケート調査様式の確認、サンプリングの実施	④宛名ラベルの貼り付け、発送
⑤宛名ラベル作成	⑤Web回答が困難な方向けの調査票、返信用封筒の提供（返信に係る郵送費も含む）
⑥Web 回答が困難な方向けの調査票の発送	⑥単純集計・クロス集計等の実施

(2) 現状の分析と課題の整理

- ① アンケート調査結果及び「こども計画」、「少子化社会対策」、「子どもの貧困対策推進計画」「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」等の取組への評価などを整理し、各種事業の需要量の見込みの推計を実施し、子ども・子育て支援やこども施策に関わる課題を抽出する。
- ② 令和5年度に実施した「沼津市こども・若者の意識と生活に関する調査」の調査結果・集計データをもとに、クロス集計等を行い、こども施策に関わる課題を抽出する。

【「沼津市こども・若者の意識と生活に関する調査」概要】

調査対象・配布数	① 市内に居住する 15 歳～39 歳の市民 2,000 票 ② 関係者調査 96 票
調査手法	① 郵送配布、Web 回収で実施 ② 郵送配付・Web 回収又は直接配付・郵送回収で実施
設問数	① 設問数 36 問 ② 設問数 6 問
集計データ	①、②ともに、業務着手時にデータにて受託者に提供

(3) 計画骨子案・素案の作成

計画の構成、施策体系等の検討を行い、こどもの意見等を反映した計画案を策定するための支援を実施する。計画素案の作成にあたっては、今後予想される国からの支援等の対象となるよう、委託者と十分協議し、1～2月に実施予定のパブリックコメントまでに作成するものとする。

(4) フィードバック資料の作成

こどもの意見聴取の結果、どのように計画に反映させることになったのかについて、住民に広くフィードバックするための概要資料案及びこどもにフィードバックするための概要資料案を作成する。

(5) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

## (6) 会議の運営支援

沼津市子ども・子育て会議（2回開催予定）及び沼津市こども計画策定委員会（3回開催予定）の開催にあたり、資料作成、必要な助言、議事録作成（議事要旨）、会議運営支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。

## (7) 法律や制度などの動向に関する情報提供

福祉分野に関する法律改正、制度変更はめまぐるしく動いており、本計画を策定するうえでも、法律や制度の動向を常に把握し、計画への記載事項等を検討していく必要がある。

そのため、こども計画に関連する基準省令その他の法令の改正に伴い必要となる例規整備に資する情報として、関係法令の概要や条文等、例規整備の考え方や一般的な整備例（国資料をそのまま使用・提出することは一切認めない。）などの情報を提供する。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度概要等」を分かりやすくとりまとめること。

## (8) こども施策に関する各種情報提供支援

こども施策に関する動向は日々めまぐるしく変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や内閣府（こども家庭庁）等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して委託者に提供するとともに、調査手法や分析方法を検討する。

## 6. 成果品

- (1) こどもの意見聴取アンケート結果報告書（A4判、90頁程度、1色）：データ1式
- (2) フィードバック概要資料（A4判、30頁程度、1色）：データ1式
- (3) こども計画（A4判、表紙、4色・130頁程度、1色）：データ1式
- (4) こども計画 概要版（A4判、8頁程度、4色）：データ1式
- (5) 法律や制度などの動向に関する情報提供：データ1式
- (6) 国の会議資料等の要約版：紙資料1式
- (7) 情報提供資料1式
- (8) 会議の議事録1式

## 7. その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法及びその関連法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。

以上